



農業委員会報



農地中間管理機構関連農地整備事業
皆生地区ほ場整備地（令和4年3月撮影）

● おもな内容 ●

- ★農業者年金の制度が改正されます・・・2
- ★農作業標準料金表・・・3
- ★農地相談会のご案内・・・4
- ★農地賃借料情報・・・5
- ★農作業の事故が多発しています・・・6
- ★補助制度・3条の下限面積の設定・・・7
- ★その他のお知らせなど・・・8

人・農地プランの実質化にご協力ください

米子市では、順次、人・農地プランの実質化に向けた取組を行っています。
アンケートや地域の話合いへの参加について、ご協力ください。

◇人・農地プランとは…◇

農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものです。

農業者年金制度が改正されます

独立行政法人
農業者年金基金

①若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます (2022(令和4)年1月1日から)

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。）

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

②農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります (2022(令和4)年4月1日から)

(1) 農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方で、通常加入された方）については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。

(2) 特例付加年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方で、政策支援加入された方）については、特例付加年金の受給要件※を満たしていれば受給開始時期を選択することができるようになります。

※特定付加年金の受給要件

- 1 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- 2 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- 3 65歳以上であること

③農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます (2022(令和4)年5月1日から)

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。

ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者※に限りです。

※国民年金の任意加入者

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

令和4年度 農作業標準料金表

※この金額は市内全般の標準金額です。地区によっては相違があり、農地の状況によっても異なりますので、当事者の話し合いにより決定してください。

※燃料価格の高騰分については、価格変動の状況に応じて、当事者間の話し合いにより検討いただき決定してください。

【農作業料金】

| 作 業 名 | | 標準額 (税抜き) | 標準額 (税込み) | 摘 要 | |
|--------------------|---------------------|--------------|--------------|--|---|
| 耕うん (10アール当たり) | 一般ほ場 | 6,700 円 | 7,370 円 | 2番すきは3割減 イタリアン跡は2割加算 逆転ロータリー・パワーデスクは2割加算 農地の状況により適宜加算 | |
| | ほ場整備地 | 6,100 円 | 6,710 円 | | |
| | 畑 | 6,200 円 | 6,820 円 | | |
| 代かき (10アール当たり) | 一般ほ場 | 6,500 円 | 7,150 円 | 2番すきのない農地は700円加算 農地の状況により適宜加算 | |
| | ほ場整備地 | 6,100 円 | 6,710 円 | | |
| 機械田植 (10アール当たり) | 一般ほ場 | 6,200 円 | 6,820 円 | 側条施肥は500円加算 農地の状況により適宜加算 | |
| | ほ場整備地 | 5,700 円 | 6,270 円 | | |
| 畦 塗 り(1m当たり) | | 60 円 | 66 円 | 1m当たり | |
| 明 きょ 作 業(1m当たり) | | 60 円 | 66 円 | 1m当たり | |
| 稲刈 | バインダー (10アール当たり) | 一般ほ場 | 8,200 円 | 9,020 円 | 倒伏及び農地の状況により適宜加算 (刈りヒモ代含む) |
| | | ほ場整備地 | 7,700 円 | | |
| | コンバイン (10アール当たり) | 一般ほ場 | 18,700 円 | 20,570 円 | 倒伏及び農地の状況により適宜加算 結束の場合は、ヒモ代を含め、結束料金として 10アール当たり3000円加算 運搬料金は距離に応じて適宜加算 |
| | | ほ場整備地 | 15,900 円 | 17,490 円 | |
| ハーベスター(10アール当たり) | | 7,500 円 | 8,250 円 | 生脱穀は乾燥状態により適宜加算 | |
| ねぎ土寄せ | 1回目 (10アール当たり) | 水田 | 9,100 円 | 10,010 円 | 10アール当たり |
| | | 畑 | 4,200 円 | 4,620 円 | |
| | 2回目 (10アール当たり) | 水田 | 10,300 円 | 11,330 円 | |
| | | 畑 | 4,700 円 | 5,170 円 | |
| | 3回目以降 (10アール当たり) | 水田 | 11,100 円 | 12,210 円 | |
| | | 畑 | 6,900 円 | 7,590 円 | |
| 草 刈(1時間当たり) | | 1,940 円 | 2,134 円 | 1時間当たり(刈り払い機持込) 機械の種類によって適宜加算 | |
| 防除作業(10アール当たり) | | 1,050 円 | 1,155 円 | 薬剤別(人力的場合は別途加算) | |
| 大豆 (10アール当たり) | 播種 | 3,100 円 | 3,410 円 | 運搬料金は距離に応じて適宜加算 | |
| | 中耕・培土 | 6,200 円 | 6,820 円 | | |
| | コンバイン | 11,100 円 | 12,210 円 | | |

【農作業賃金】

| 作 業 名 | | 標準額 (非課税) | 摘 要 |
|------------------------|------|--------------|--|
| 一般労務(労務賃金) (1時間当たり) | 水田一般 | 850 円 | 1時間当たり 作業内容及び時間帯により適宜加算 参考：鳥取県最低賃金821円(R3.10.6～) 最低賃金改定時はそれに準じる |
| | 畑 | 850 円 | |
| ねぎ調理(労務賃金) (1時間当たり) | | 850 円 | 1時間当たり 参考：鳥取県最低賃金821円(R3.10.6～) 最低賃金改定時はそれに準じる |

農地相談会のご案内



農地の売買、貸借、相続、贈与、地目変更など農地に関して日頃困っておられる事や疑問に思われている事がありましたらお気軽にお越しください。農業委員及び推進委員が相談に応じます。

※新型コロナウイルス等の感染拡大状況により、中止となる場合があります。その際は、米子市ホームページでお知らせします。ご理解の程よろしくお願ひします。

| 相談日 | 相談時間 | 地区 | 開催場所 |
|----------|---------|-----------|----------------------|
| 4月26日(火) | 午後2時～4時 | 大高 県 | 大高公民館 |
| 4月27日(水) | | 巖 春日 | 巖公民館 |
| 5月25日(水) | | 夜見 彦名 | 夜見公民館 |
| 5月27日(金) | | 旧米子 福米 | 米子市役所 (第2庁舎3階) |
| 6月22日(水) | | 五千石 成実 尚徳 | 尚徳公民館 |
| 6月24日(金) | | 淀江 宇田川 大和 | 米子市淀江支所 (2階第2会議室) |
| 7月27日(水) | | 福生 車尾 | 福生東公民館 |
| 8月24日(水) | | 富益 崎津 | 富益公民館 |
| 8月26日(金) | | 加茂 住吉 | 河崎公民館 |
| 9月27日(火) | | 和田 大篠津 | 大篠津公民館 |

農地が遊休農地化すると、雑草等の繁茂、ヌカカなどの病害虫の発生など周辺農地に悪影響を及ぼす可能性があります。

適正な管理をお願いいたします。

◆◇遊休農地とは◇◆

- ・「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」(農地法第32条第1項第1号)
→過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ・「その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」(農地法第32条第1項第2号)
→農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

米子市の農地賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結された賃借料水準（10a）あたりは、以下のとおりとなっています。

また、農地の条件等によって、金額が異なりますので、当事者同士で話し合ってください。

【田の部】

| 地区 | 平均額（円） | 最高額（円） | 最低額（円） | データ数（筆） |
|--------------------|--------|--------|--------|---------|
| 巖・春日 | 4,375 | 5,000 | 1,000 | 72 |
| 車尾・福生・旧米子・福米・加茂・住吉 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 2 |
| 五千石・尚徳・成実 | 4,516 | 10,000 | 2,000 | 93 |
| 彦名・富益・夜見・崎津・大篠津・和田 | 9,000 | 10,000 | 8,000 | 4 |
| 大高・県 | 5,128 | 15,000 | 1,500 | 35 |
| 淀江・宇田川・大和 | 5,268 | 12,000 | 3,000 | 45 |
| 米子市全般 | 4,782 | 15,000 | 1,000 | 251 |

【畑の部】

| 地区 | 平均額（円） | 最高額（円） | 最低額（円） | データ数（筆） |
|--------------------|--------|--------|--------|---------|
| 巖・春日 | 5,333 | 6,000 | 5,000 | 3 |
| 車尾・福生・旧米子・福米・加茂・住吉 | 7,800 | 8,000 | 7,000 | 5 |
| 五千石・尚徳・成実 | 5,233 | 8,500 | 2,200 | 3 |
| 彦名・富益・夜見・崎津・大篠津・和田 | 7,805 | 15,000 | 3,000 | 159 |
| 大高・県 | 4,400 | 10,000 | 3,000 | 35 |
| 淀江・宇田川・大和 | 12,764 | 22,000 | 3,000 | 17 |
| 米子市全般 | 7,597 | 22,000 | 2,200 | 247 |

農地中間管理事業を活用しましょう

●農地中間管理事業とは？

県知事が指定した組織である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が、地権者から農地を借り受け、地域の担い手に貸し付けする事業です。

○問い合わせ先 **米子市農業委員会（☎23-5277）、米子市農林課（☎23-5231）、鳥取県農業農村担い手育成機構米子本部（☎31-9780）**

注意 トラクター、動力運搬車の重大事故が多発しています

●令和3年度に県内で発生した農作業の重大事故

(※R3.12 月末現在県に報告のあったもの)

| 負傷程度 | 使用機械 | 年齢 | 場所 | 事故の概要 |
|------|-----------|-----|------|---------------|
| 死亡 | 動力運搬車 | 70代 | 田 | ひかれ |
| | 動力運搬車 | 70代 | 用水路 | 転落 |
| | 動力運搬車 | 90代 | 畑 | ひかれ |
| | 動力運搬車 | 80代 | 畑 | ひかれ |
| | 乗用型トラクタ | 80代 | 畑 | ロータリーへ巻き込まれ |
| | スピードスプレイヤ | 40代 | 果樹園 | 挟まれ (SSと梨の枝) |
| | — | 80代 | 畑 | 熱中症 |
| 重傷 | 乗用型トラクタ | 80代 | 田進入路 | 横転 (急坂を前進) |
| | 乗用型トラクタ | 70代 | 田進入路 | 横転 (急坂での操作ミス) |
| | ハーベスター | 80代 | 自宅倉庫 | ひかれ |



動力運搬車でのひかれ事故が多い



乗用トラクタでの横転事故が多い



死亡事故は70歳代以上が大半



ヒヤリ・ハットは事故の予兆です。大切なものを失う前に安全な操作・作業方法を再確認しましょう

イノシシ等侵入防止柵の設置補助制度（無償貸与）について

ご存知ですか？

- 侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の設置に対する補助制度が利用出来ます。

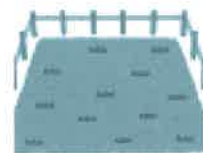
制度の対象

3戸以上の農業者等が所有するまとまりのある農地等で、農作物被害を防止するため、集団的に設置する団体によるもの。3戸の農家さんからでも可能です。

補助の内容

侵入防止柵を自家施工（団体自身で設置）する場合、必要資材を市が購入し無償で貸与します。ただし、補助の対象となる必要資材の購入金額には上限があります。

◎電気柵の購入金額上限：148円/m・段 ◎ワイヤーメッシュ柵の購入金額上限：1,290円/m
設置等にかかる人件費は各団体にてご負担をお願いします。



保守管理

設置された柵については、各団体で保守管理を行っていただきます。

※設置・撤去費用及び人件費は対象となりませんのでご注意ください。

その他の補助要件など、詳しくは8月までに下記窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ先 米子市農林課 ☎0859-23-5221

農地法第3条・下限面積の設定について

農地の細分化を防ぐため、農地法などに基づき耕作目的で農地の権利を取得しようとするときには、権利取得後の経営農地面積（貸付地を除く）の合計が規定の面積以上になることが許可要件の一つとなっています。

この規定の面積を下限面積といいます。

令和3年12月開催の農業委員会総会において下限面積の見直しを審議し、変更はありませんでした。

| 区 域 | 下限面積 |
|-----------------------|------|
| 大高・県・淀江 | 40a |
| 五千石・尚徳・成実 | 35a |
| 巖・春日・彦名・彦名新田・夜見・富益・崎津 | 30a |
| 加茂・住吉 | 25a |
| 旧米子・車尾・福生・福米・大篠津・和田 | 20a |

(例) 現在 25 アールの農地を経営している人が、五千石にある農地を新たに取得しようとする場合、五千石の下限面積は「35 アール」ですので、現在の経営農地と新たに取得する農地を合計した面積が 35 アール以上になるよう、10 アール以上の農地でなければ取得することができません。

野外焼却(野焼き)について



野外焼却(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないもの(草焼き、剪定焼き等)については認められています。

しかし、野外焼却(野焼き)の煙による列車の運行の支障や、洗濯物にススや臭いがつくなどの問題も見受けられます。

風向き、場所、燃やす量について、近隣への影響を最小限にする配慮に加え、火災防止の安全対策にも充分にご注意いただくようお願いします。

サツマイモ基腐病(もとぐされびょう)に注意しましょう

サツマイモ基腐病は、平成30年以降、全国でまん延している病害で、令和3年10月、鳥取県西部地区で初めて発生が確認されました。地際部から茎が枯れ、イモは首から腐敗するのが特徴です。(写真参照)

本病のまん延を防ぐためには、①基腐病菌を持ち込まない、②基腐病菌を増やさない、③基腐病菌を残さない、の3点が重要です。

まずは、健全な苗を確保し、植え付け前に登録農薬による消毒を行いましょ。

詳しいことは、鳥取県病害虫防除所 HP 特殊報第1号(サツマイモ・基腐病 10月7日付発表)を確認してください。万が一、疑わしい症状等が発生したときは、最寄りの農業改良普及所、JA 営農センターにご相談ください。



写真
サツマイモ基腐
特殊報(防除所)



農水省注意喚起資料
QRコード



鳥取県病害虫防除所 HP
QRコード



全国農業者新聞のご案内

- *発行日 毎週金曜日
- *購読料 1ヵ月700円(税込)
- *発行所 全国農業会議所
- *申込先 農業委員会事務局まで



編集後記

「よなご農業委員会報」では農家の皆さんが親しんで見ていただける広報誌になるよう、ご意見、ご要望など募集しております。身近で農業を一生懸命頑張っておられる方など、農業委員会までお寄せください。

【編集委員】委員長 角 力
委員 大塚 清徳、大縄 敬次、尾坂 宣雄、高橋 敦美、西村 茂春、船越 真
年二回発行・市内農家世帯配布